

## 高松家庭裁判所委員会（第27回）議事概要

### 1 日時

平成29年6月1日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 場所

高松家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

井出往代、植屋伸一、小野修一、菊井一夫、木田一彦、豊島貴子、土田恵美、中山充、星川叔子、松井洋、山西俊行

#### (2) 説明者

大塚貴志（主任書記官）

#### (3) 事務担当者

近藤英彰（首席書記官）、田川二照（首席調査官）、山崎晃（事務局長）、山沖博史（総務課長）、大塚昭人（総務課課長補佐）

### 4 議事（■委員長、○委員、●説明者又は事務担当者）

#### (1) 高松家庭裁判所長あいさつ

#### (2) 本日のテーマ「高齢社会における家庭裁判所の役割について」に関する協議

ア テーマに関して、説明者が説明した。

イ 質疑応答及び意見交換

○ 私は地域の活動を長く行っていますが、「弁護士に相談に行くとお金はいくらかかるのか。」というところから話が始まります。また、お年寄りには、相談をしなければならない状況自体が寝込んでしまうほどの負担になります。一方で、高齢者と家裁との関わりは今後ますます増えるように思います。

○ 私の所属する団体の関係者で、成年後見制度を利用している方がおられます  
が、成年後見人には専門資格がないとなれないとの誤解があるようでした。また、親族がその成年後見人を気に入らないので交替させたいができない、思つたより報酬がかかる、成年後見人が被後見人の意向をあまり聞いていない、といった不満を述べられ、成年後見人を自由に替えることのできない制度はおかしいとおっしゃっていました。

○ 成年後見制度にかかる広報関係の印刷物はあるのですか。

● 「成年後見制度ー詳しく知っていただくためにー」というパンフレットを、当庁1階に置いております。成年後見の関係で来庁された方には、まずこのパンフレットを読んでいただき、具体的に申立てを検討されているような方には、更に30分弱のDVDをご覧いただいて知識を深めていただき、その上で申立てをしていただることとしています。また、他に質問があれば、受付センター又は後見係で対応しています。

また、一般的な広報については、市町村や社会福祉協議会といった関係機関に対し、先ほど申し上げたものとは別のパンフレットを交付しています。

○ 今聞いただけでも、広報が不十分な印象を受けます。質についてはパンフレ

ットを見てみないと分かりませんが、量的にも不十分な気がします。利用者が裁判所その他の公的機関に足を運ぶことが前提になっているように思われますが、今の時代はそれでは足りないと思います。

- お年寄りはパンフレットは読みません。配布しても、「積読」で終わるよう思います。高齢者関連施設に行くと、落語等の分かりやすく興味を持つてもらえる方法で広報活動がされていることがあります。私なら、紙芝居で成年後見制度の広報をしてみようかなと思います。
- 県の老人クラブで、年に2回会報が発行されており、「お年寄りの交通安全」や「オレオレ詐欺」等をテーマとした企画が掲載されています。編集者がテーマを募集しているようですので、この場で分かりやすいものを企画してもらうのはいかがでしょうか。

資料が家裁にあるといつても、なかなか裁判所には行きにくいと思います。まだ社会福祉協議会の方が行きやすいように思います。

- 成年後見人は専門家しかなれないというのは本当なのですか。
- もともとは親族後見人が一番多く選任されていましたが、専門職後見人が多くなってきました。

きちんとした成年後見人を選任できるか、ということは、裁判所も非常に大事なところだと考えますが、そのためにはいろいろな情報を収集する必要があるため、情報がきちんと集まる態勢にしなければなりません。親族間の利害関係もある中で、何が本人にとって一番良い後見事務なのか、そのためにどのように情報を収集するか、他の機関等とどのように連携すべきかが課題です。

- 本人の預貯金が使われてしまう危険性を考えると、専門職後見人が選任される方が良いと思いますが、親族にはなかなか分かってもらえないのではないかでしょうか。ところで、成年後見の申立てにはどの程度費用がかかるのですか。
- 申立てに必要な費用自体は、収入印紙と郵便切手代ですので、1万円もかかりません。ただ、鑑定が必要な場合は、5万円ないし10万円程度が必要になります。
- 補足しますと、必ず鑑定をするわけではありません。申立時に診断書が提出されていて、それで足りるケースもあります。提出された資料等みて、必要となれば鑑定をすることになります。なお、成年後見人の報酬は、本人の財産から支払われていくことになります。
- 成年後見事件は今後更に増えると思われます。近所の目配りや、お年寄りの相談等に複数人で対応するなどといったことも大事だと思います。
- 任意後見制度は、本人の判断力がしっかりしているうちに、将来のことを予約しておく制度だと思いますが、これにかかる費用は数千円程度だと聞いています。この費用が安いのか高いのかについては人それぞれの意見があると思いますが、幅広く利用してもらうということで言えば、費用を安くしてハードルを下げる必要があります。そして、判断力がしっかりしているうちに、専門職後見人の利用の有無等、自分の意思をはっきりさせておくことが大事で

はないかと考えます。

- 任意後見の効力を発生させるためには、任意後見契約を締結した後、家裁に任意後見監督人選任の申立てをする必要があります。件数としては、全国的に少ないと思います。
- 私は、職業柄、自分自身も後見関係で様々な経験をしていますが、一般的に、成年後見の申立てについては、本人の生前からすでに将来の相続人間で争いがある中、本人の能力が不十分となってしまい、切羽詰まって申立てに至るというケースがよくあります。

また、本人が亡くなると、成年後見人は本人の財産を相続人に引き継ぐことになりますが、相続人間で争いが顕在化しており、成年後見人は本人の財産を管理する権限がなくなっているにもかかわらず、引き継ぐのが適当な相続人がおらず、誰にも財産を渡せないというケースもあります。

更に、成年後見人に対して将来の相続人の一人から成年後見人の解任の申立てがされたり、成年後見人に対する報酬を巡って民事訴訟が提起されたり、刑事告訴がされたりするケースもあります。

- 続いて、成年後見事件における不正防止についてのご意見を伺いたく存じます。
- あくまで事後監督ということにはなるのですが、高松家裁においては、少なくとも年に1回、本人の誕生日月に、成年後見人に本人の身上や財産の状況に関する報告書を出してもらっています。その中で、何か不適切なところがあれば、その成年後見人を解任したり、新しい成年後見人を選任することができます。

また、後見制度支援信託を利用することが考えられます。これは、裁判所のホームページにも記載されていますが、本人が比較的多額の財産を有する場合には、生活に必要な額だけを手元に残し、それ以外の財産については信託銀行に預け入れて、引出しの際には裁判官の指示書が必要となる、という制度です。

- 後見監督人というものがあるそうですが、どのような位置づけなのでしょうか。
- 例えば、成年後見人が被後見人と利益相反となる場合や、成年後見人自身が高齢となったため選任を求めた場合など必要に応じて、後見監督人を選任することがあります。後見監督人をつけると、成年後見人が後見監督人に報告し、更に後見監督人から裁判所に報告をすることになるところ、後見監督人の判断によりますが、3か月に1回程度報告を求めることが多いようです。

なお、高松家裁では、弁護士や司法書士などの専門職が後見監督人になっています。

- 不正に関するガイドラインはあるのですか。例えば、本人が節税目的で孫に500万円を贈与することとし、これについて将来の相続人全員が同意している場合でも、不正に当たるのでしょうか。
- ケースバイケースですが、孫のためと言っても、節税目的で本人の財産を減らすというのは、一般的には難しいように思います。
- このあたりは、何が本人のためになるのかということとも関連して、非常に

難しいところです。

何が本人のためになるのか、という点に関してですが、例えば、本人が骨折したけれどもどの病院に入院すればよいかの判断の際等に、市民後見人を選任するメリットがあるようと思われるのですが、市民後見人の普及について、どのような取組をしていけばよいでしょうか。

- 市町村による成年後見申立てを多く行って、成年後見人等をつける土壤を作っていく必要があるように思います。その際、どこが受け皿になるかというと、社会福祉協議会だと思うのですが、市町村と裁判所をどのようにつないでいけばよいのかが今後の課題だと思います。
- それでは、相続財産管理事件、遺言書検認事件及び遺産分割事件に話を移したいと思います。

子がいない場合に財産を全部配偶者に渡したい、財産が不動産しかない場合に相続人の誰か一人に不動産を渡したい、先妻には財産を渡したくない、内妻や事実上の養子に財産を残したい、障害のある子に多く財産を残したい、といったようなケースは、遺言を作成したくなるような場面と言えるのではないでしょうか。一方で、遺留分の制度もあり、難しいところです。

- 配偶者の相続の際に相当揉めたので、生きているうちにどんな内容でも良いからとにかく遺言を作りたいと考えた、というケースを知っています。
- 遺言書は家裁の検認を受けなければならないことを認識している人はあまり多くないと思うのですが、遺言書検認をしていないために、遺言の効力が後々問題となるケースはあるのですか。
- 一般的には、あまりそのようなケースはないように思います。
- 最近は、遺言書があると、金融機関や法務局で、裁判所で検認を受けるよう言われるケースが多いようです。
- 遺言書を開封せずに裁判所に持参するケースは増えているのでしょうか。
- 「終活」の影響からか、遺言書の入っている封筒などに「家裁に持っていくように」と書かれてあるケースもあります。
- 公正証書遺言であれば検認の問題は生じませんが、公正証書遺言の内容を巡って訴訟になるケースもあります。
- 本日は貴重な御意見をありがとうございました。本日の議論を、今後の運営に反映させていきたく思います。

(3) 次回期日

平成29年12月14日（木）午後1時30分から開催することとした。